

感染症に伴う治癒証明書等の提出について

保育園では感染症から子どもを守り、流行を防ぐため、病気の種類により医師の治癒証明、または登園可能か医師への確認が必要なものがあります。

下表にある病気にかかった場合は速やかに保育園に連絡し、登園する際には書類の提出をお願いします。表中にない感染症については、職員にご確認下さい。

該当の感染症に○を付けてください。

病 名	登園の目安
インフルエンザ（園の登園届出書を提出して下さい）	発症日の翌日から5日を経過しかつ、解熱した後3日を経過してから
新型コロナウイルス（園の登園届出書を提出して下さい）	発症日の翌日から5日を経過しかつ、解熱及び咳等の呼吸器症状が改善してから24時間経過してから
流行性角結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めてから（結膜炎の症状が消失してから）
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になってから
風 疹	発疹が消失してから
麻 疹（はしか）	解熱した後3日を経過してから
百 日 咳	特有の咳が消失してから又は5日間の適正な抗菌剤治療が終了してから
水 痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化してから
急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めてから
結 核	病状により医師が感染のおそれがないと認めてから
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めてから
腸管出血性大腸菌感染症	症状がおさまり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから

上記の感染症は「治癒証明書」が必要です。医師の証明をもらって下さい。
※厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」、文部科学省「学校保健安全法」参照

※インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の治癒証明書は必要ありませんが、登園届出書を保護者が記入の上、提出してください。

感染性胃腸炎・乳幼児嘔吐下痢症・溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎・突発性発疹・手足口病・ヘルパンギーナ・RSウイルス感染症・とびひ・水いぼ・伝染性紅斑（りんご病）・ヘルペス性歯肉口内炎・帯状疱疹・その他感染症

上記の感染症は、医師の診断を受け登園可能なことを確認して下さい。

治 癒 証 明 書		
ひまわり愛児園・プリエールひまわり 園長殿		
園児名	生年月日	年 月 日生
上記疾患が治癒し、令和 年 月 日より登園して差し支えないことを証明します。		
令和 年 月 日		
医療機関名		
医師名	印	